

新規就農者の飛躍を後押しする補助金

概要

就農6～10年目（令和4年度以降の新規就農者は4～10年目）の新規就農者が実施する経営発展の取組に係る経費に対して助成します。

対象者

営農6(4)～10年目の新規就農者で、市の就農計画の認定を受けた者等

対象事業／対象経費

- ・農業経営の規模拡大を図るための機械設備等の導入費
- ・新分野導入やブランド化の費用等

補助率（上限など）

- ◆対象経費の50%以内（国及び道の助成を受ける場合は30%以内、千円未満切り捨て）
- ◆累計限度額
R3年度までの新規就農者 200万円（5年度以内）
R4年度以降の新規就農者 300万円（7年度以内）

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき新規就農した者のみが対象です。